

南知多町キャラクター着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町公式キャラクター「ミーナ」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定める。

(貸出目的)

第2条 町長は、町の業務に支障を及ぼさない範囲において、各種イベント等で町又は町の物産の周知とイメージアップに資すると認められる場合に着ぐるみを貸し出すことができる。

(申込み)

第3条 着ぐるみの貸出しを希望する者は、貸出日の7日前までに南知多町長に対し、あらかじめインターネットを利用して申請フォームに必要事項を入力して送信（以下、「電子申請」という。）し、その承認を受けなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(審査・承認)

第4条 町長は、前条の申込みがあったときは、速やかに内容を審査し、適当と認めた場合は、着ぐるみ貸出承認通知書（様式第1号）により申込者に通知するものとする。

(承認基準)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、着ぐるみの貸出しを承認しないものとし、速やかに着ぐるみ貸出不承認通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

- (1) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し又は公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (3) 町の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき、又はそのおそれのあるとき。
- (4) その他、町長が不適当と認めたとき。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は、原則として着ぐるみを使用する各種イベント等の開催期間及びその前後の日とし、最長7日間とする。ただし、貸出し期間が重複しない場合で、町長が必要と認めたときは、この限りでない。

(貸出料)

第7条 貸出料は無料とする。

(返却)

第8条 返却に関しては、次のとおり定める。

- (1) 返却予定日までに返却すること。ただし諸事情により指定期日までに返却が困

難な場合は、申し出て指示に従うこと。

(2) 使用後は、着ぐるみの状態を点検のうえ、電子申請により使用実績の報告をすること。

(遵守事項)

第9条 使用者は、着ぐるみの使用にあたり、次の事項を遵守すること。

- (1) 細心の注意をはらい、破損、汚損等の防止に努めること。
- (2) 安全管理に努め、事故等の防止のために必要な措置を講じること。
- (3) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (4) 着ぐるみの使用にあたって必要となる搬出入は使用者が行うこと。
- (5) 雨天等に屋外で使用しないこと。
- (6) 火気、水気に近づけないこと。
- (7) 着ぐるみの加工、改造はしないこと。
- (8) 使用後は、直射日光を避け、陰干しの上、返却すること。
- (9) その他、町長の指示に従うこと。

(貸出承認の取消し)

第10条 町長は、前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この要綱に違反したときは、使用承諾を取り消すことができる。

(原状回復)

第11条 着ぐるみを汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、着ぐるみの使用に関し、使用者の責めに帰すべき事由により、本町または第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任において速やかにその損害を賠償しなければならない。

(町の責任)

第13条 着ぐるみの使用の承認に起因して、使用者が被った損害、または使用者が第三者に与えた損害に対しては、町は一切の責任を負わない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取り扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。